

教育福祉委員会委員長報告書

平成29年12月20日

流山市議会委員会条例第12条の規定により、副委員長の私が委員長の職務を代行し、報告します。

教育福祉委員会に付託されました議案9件、陳情2件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第11号「受動喫煙防止対策についての陳情書」及び陳情第12号「流山市における、受動喫煙防止対策に関する陳情書」の以上2件については、関連がありますので、一括して審査したことを申し上げます。

陳情第11号は、受動喫煙防止対策の検討に当たっては、国の議論結果をスムーズに導入する事を優先し、その際、飲食業界に十分な配慮を求めるもので、陳情第12号は、受動喫煙防止対策を検討する際は、国政において議論された結果をスムーズに導入して、併せて各事業者の自主的な取組に理解を求めるものです。

初めに、当局より、まず、法令と条例との関係について、憲法第94条は、自治体に条例制定権を認めており、地方自治法では、条例に関して第14条1項に「法令に違反しない限りにおいて」条例制定が可能な範囲を明らかにしています。

また、判例によりますと、法令制定後に条例を制定する場合は、法の意図や定義に反したり、矛盾する内容でなければ、法令より厳しい基準を制定、または、範囲や対象を拡大する条例を制定することは、可能であるとされています。

次に、国における受動喫煙防止対策について、現時点では、「健康増進法」の改正についての原案は、示されていません。

マスコミは、「厚生労働省は、当初案から基準を緩和した案を、次期通常国会へ上程する見込みである」と報道しています。

本市の条例制定に関する見解は、国からの「健康増進法」の改正案が示されていないため、現時点では、見解を述べる段階ではないと考えています。との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 両陳情に採択の立場で討論する。

受動喫煙の防止については、現在、様々な議論がなされている

が、最終的に国の判断結果を尊重することを求めた陳情であり、妥当であると考える。

2 両陳情に採択の立場で討論する。

健康に多大な影響を及ぼすとされる受動喫煙は防止すべきものであり、我が党としても東京都の受動喫煙から子供を守る条例の制定においては、制定に向けて一翼を担ってきたことや、国レベルでの一日も早い法令制定についても、強く要望している。

しかし、陳情第11号の中でも訴えられているように、千葉県内各市町村が個々に条例制定を実施し、国と異なる基準を作ることは、市民の混乱を招くと同時に、飲食店等の経営状況にも多大な影響を与えることが懸念される。

また、陳情者の受動喫煙を防止するためのこれまでの取り組みも大いに評価できると共に、今後の取り組みについても期待できることや、現状に鑑みると市民及び飲食店等の事業者の受動喫煙に対する意識も高まりつつあることから、市としては受動喫煙の防止に更に注力して頂くことを望みつつ、条例の制定については国の動向を注視し、その上で本市の実情に即した対応が必要であると考える。

3 両陳情に採択の立場で討論する。

国民の健康を守るためにも、また、たばこ規制枠組条約の批准国であり、かつ五輪開催国として国際的な責任を果たすうえでも、受動喫煙対策の抜本的強化は急務である。本陳情は、受動喫煙対策を強化する方向で協議を進めている国の議論を否定している陳情ではなく、さらに、当事者としてのこれまでの慣例や商売上の経営理念等も踏まえ、様々ある不安を一つ一つ解消していただきたいと思っている陳情であると理解している。がありました。

初めに、陳情第11号について採決した結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定し、次に、陳情第12号について採決した結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第85号「平成29年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、決算的見地から、居宅介護サービス給付事業や施設介護サービス給付事業などの保険給付費を減額するなど所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

補正予算そのものの内容は決算的な内容であるが、今回、市税等納付コールセンター事業に対する債務負担行為が設定されている。介護保険料の滞納者の多くは、所得がない方々が占めているので、そういう方々へのきめ細かな対応が十分できるかどうか定かではない。

2 賛成の立場で討論する。

真に必要な方にサービスを提供し、かつ、元気な高齢者を増やすという両者のバランスをもって運営された適正な補正であると考え

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号「平成29年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、決算的見地から、人件費の不足分を追加するための所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

人件費の変更だけなら賛成できる内容であるが、市税等納付コールセンター事業も盛り込まれているので、反対する。

2 賛成の立場で討論する。

執行部として、今までどおりの事業を運営するために必要な補正であると考え

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号「指定管理者の指定について（流山市南流山福祉会館）」、議案第88号「指定管理者の指定について（流山市向小金福祉会館）」の以上2件は、福祉会館に係る指定管理者の指定に関することですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案2件については、流山市南流山福祉会館及び流山市向小金福祉会館について、平成30年4月1日から5年間、指

定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 両案に賛成の立場で討論する。

議案第87号については、評価基準の67点を上回る評価点87.2であること、平成28年度満足度調査実施状況調査票において、満足・どちらかといえば満足の総合的な満足度が94%であり、公益社団法人流山市シルバー人材センターが指定管理者としてふさわしいと考える。

また、議案第88号については、指定管理者選定評価結果表の評価点が89.2であり、株式会社東京ドームファシリティーズが新たに指定管理者となることについて、ふさわしいと考えられる。

2 議案第87号について、賛成の立場で討論する。

もともと指定管理者制度は、民間活力の導入を視野に入れながら公的業務を外部に委託する制度である。期間が限定されていることから長期的雇用に結びつかない、ワークシェアリングの発想は、受託者側の裁量なため実態把握が難しい、人件費を物件費に置き換えただけ、といった批判があるが、指定管理そのものに対する効果検証は研究途上と考えられる。

南流山福祉会館の指定管理の状況は、その評価が年1回されており、良好との評価である。

3 議案第87号に賛成、議案第88号に反対の立場で討論する。

議案第87号については市内の団体のため賛成とする。

議案第88号については、受託企業者の提案内容が、流山市における公共施設の維持管理のあり方や備品を含めた管理のあり方、人件費のあり方についても問題提起をされていることを評価するが、株式配当を優先する株式会社であるので反対とする。がありました。

初めに、議案第87号について採決した結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定し、次に、議案第88号について採決した結果、4対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「指定管理者の指定について（流山市初石公民館）」、議案第92号「指定管理者の指定について（流山市南流山センター）」の以上2件は、公民館に係る指定管理者の指定に

関することですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案2件については、流山市初石公民館及び流山市南流山センターについて、平成30年4月1日から5年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、初めに、議案第91号について採決した結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定し、次に、議案第92号について採決した結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号「指定管理者の指定について（流山市立森の図書館）」について申し上げます。

本案は、流山市立森の図書館について、平成30年4月1日から5年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

株式配当を優先されることになる株式会社なので反対する。

2 賛成の立場で討論する。

指定管理者選定評価結果表の評価点が91.9であること。また、平成28年度満足度調査状況調査票の総合的な満足度が96%であり、株式会社すばるが、指定管理者としてふさわしいと考える。

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市立図書館の休館日及び開館時間を利用実態に基づき変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第89号「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公の施設として、流山市おおたかの森ホールを設置し、その管理について必要な事項を定め、指定管理者による管理を

行わせるものです。

また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

維持費だけでも、1.5億円弱かかる施設を見通しなく作ってしまったことが大もとだが、運営管理に関しても問題点が多いと言わなければならない。

市外在住者や営利目的の利用の負担割合を引き下げてしまったために、市民負担を料金の面でも公費補てんの面でも重くしている。そもそも平米あたりの指定管理料も高く、総指定管理料の50%ではなく、60%以上も求めてしまっていることには、市がこれまで進めてきた受益者負担の原則とも整合性がとれていない。

会議室などの利用単価も高く、時間設定も他の公民館とは違う。細かい備品まで有料化。これでは、市民のための施設ではなく、市長による施設の私物化だと言わなければならない。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

駅近くにあるホールは比較対象が少なく、調査、準備は難しかったのではないか。その中で、市場性調査を実施したうえで作成した案は、一旦これで利用してもらったうえで利用者の意見を聞きながら見直しをしていくのが妥当と考える。

営利目的での利用の場合は1.5倍になるとの説明があったが、営利目的かどうかを判断するのは非常にあいまいになってしまう心配がある。この点については利用開始後の状況を見て、必要と思われる場合は可能な限り早急に見直すことを要望する。

3 賛成の立場で討論する。

当ホールは新市街地の中心、駅直結の市有地をどのように活かすかという市有地活用事業からできあがった背景がある。そのため、ホールの利用料金は他自治体には例がない特異な方法で導かれたものであるが、一流音楽家の演奏等を鑑賞することで、文化芸術を楽しんでもらう、市民福祉の観点から算出されたものと確認できた。これは、調査に基づいて、先進的な視点から設けられたものである。それ以外の各項目に関しても、厳しく審査した結果、当局の政策的判断がよく理解できた。

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。